

鳴沢村スポーツ大会参加補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、個人又は団体がスポーツの国際大会又は全国大会に出場するために要する経費に対し、村が補助金を交付することにより、村民の明るく豊かで活力に満ちた社会の形成と心身の健全な発達及び優秀な人材育成を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 国際大会 予選大会又は競技成績等による選考を経て出場する、各スポーツ団体又は社会体育団体が主催する国際大会又は発表会をいう。

(2) 全国大会 予選大会又は競技成績等による選考を経て出場する、各スポーツ団体又は社会体育団体が主催する全国大会又は発表会をいう。

(交付対象大会等の種類)

第3条 補助金の交付対象となる大会又は発表会は、国際又は全国のアマチュアスポーツ大会若しくは発表会（以下「大会等」という。）とする。

(補助対象者及び補助経費)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、鳴沢村スポーツ少年団に加盟している個人又は団体は除く。

(1) 出場する大会等の開催日当日において、本村に住所を有する個人又は本村に住所を有する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された学校をいう。以下同じ。）に在籍する個人

(2) 出場する大会等の開催日当日において、本村に拠点を有する団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、対象者が同一の年度内において複数の大会等に出場する場合は、当該対象者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

(補助金額及び補助対象経費)

第5条 補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、学校の教育の一環として開催される大会等に参加する者については、補助金の対象者から除くものとする。

2 補助対象経費については、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 鳴沢村スポーツ大会参加補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 出場者名簿（団体のみ）（様式第2号）
- (3) 予選大会等の要項及び結果
- (4) 補助事業計画書（様式第3号）
- (5) 収支予算書（様式第4号）
- (6) 出場大会の要項

(交付決定及び通知)

第7条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、鳴沢村スポーツ大会参加補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等完了の日から1か月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 鳴沢村スポーツ大会参加補助金実績報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 出場大会の結果

(補助金の返還等)

第9条 村長は、補助の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 申請者が虚偽の申請により、不正に補助金の交付を受けたとき。
- (2) 大会への参加を中止したとき。
- (3) 補助金を交付することが不適當と認められるとき。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

区分	補助対象	開催地区分	補助額
個人	全国大会又は発表会に出場する場合	関東甲信越静地区	1 人 5,000 円
		関東甲信越静地区以外	1 人 10,000 円
	国際大会又は発表会に出場する場合	国内	1 人 30,000 円
		国外	1 人 50,000 円
団体	全国大会又は発表会に出場する場合	関東甲信越静地区	対象人数に 5,000 円を乗じた額 補助限度額 100,000 円
		関東甲信越静地区以外	対象人数に 10,000 円を乗じた額 補助限度額 200,000 円
	国際大会又は発表会に出場する場合	国内	対象人数に 30,000 円を乗じた額 補助限度額 200,000 円
		国外	対象人数に 50,000 円を乗じた額 補助限度額 300,000 円

備考

- 1 対象人数とは、本要綱第4条第1号に該当する者のうち大会要項等に定められた参加人数以内で、当該大会に参加した人数(定めがない場合は、参加申込書に記載した人数)をいう。また、この表において関東甲信越静地区とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県及び静岡県をいう。
- 2 同一大会にあって、かつ、同一団体から3人以上が出場する場合は、団体扱いにより補助金を交付する。
- 3 この表に属さない特別な申請等があった場合には、村長と教育委員会で協議し決定する。

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象経費	補助対象額
交通費 （鉄道、路線バス等公共交通手段及び貸切バスの自己負担分）	・ 鉄道、路線バスの運賃を基準（往復）とし、実経費といずれか安価な方を適用する。 ・ 鉄道において、片道100km以上の場合は急行料金又は自由席特急料金を加算できる。ただし、グリーン料金は加算できない。 ・ 航空機においては、往復料金とする。 ・ 公共交通機関利用を原則とするが、やむを得ず引率者が自家用車を使用するときには、実費（有料道路代、駐車料、燃料代）を弁済する。
参加費	大会参加費
宿泊費	1泊2食付きの経費として上限10,000円以内とする。また、宿泊は大会等に参加するために現に要した最小限の日数とする。
保険料	大会経費にかかる保険料